

## 行政減量・効率化有識者会議（第16回）議事概要

### 1．日時

平成18年5月19日（金）9：30～11：40

### 2．場所

総理官邸4階大会議室

### 3．出席者

中馬弘毅行政改革担当大臣、山口泰明内閣府副大臣

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、橋口典央行政改革推進調整室長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔総務省〕

田中順一官房審議官、江澤岸生行政管理局企画調整課長、藤城眞管理官、長屋聡管理官

### 4．主な議題

「地方支分部局等の見直し」及び「IT化による業務のスリム化」の取組について  
（総務省行政管理局）

最終取りまとめについて（討議）

### 5．議事の経過

開会

中馬行政改革担当大臣、山口内閣府副大臣からあいさつがあった。

「独立行政法人の見直し」について

これまでの議論を集約して指摘事項の取りまとめを行い、取りまとめり次第公表することとなった。

「地方支分部局等の見直し」及び「IT化による業務のスリム化」の取組について  
資料1に沿って、総務省行政管理局から報告が行われた。

これに対し、地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリムについては、「最終取りまとめ」に反映させることとし、総務省行政管理局に対し、引き続き見直しの徹底・前倒しに向けた取組を進めるよう要請した。

各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

- ・資料の中で、例えば、法務局のところでは、「登記・供託関係は有識者会議（行革推進事務局）で調整中」とされているが、これは、今の法務局の定員合理化数から更に上積みがあるという理解でよいか。
- ・IT化については、有識者会議でも登記等のオンライン申請が進まないとの議論があったが、韓国ではオンライン申請率が50%以上であるとか、日本でも税務申告で積極的に進めていこうとしている。目標を達成させるためにインセンティブを与えるということも言われている。例えば目標を達成したところにはボーナスを出す、達成できないところにはペナルティを課すなど、メリハリを付けるのも一つの方法ではないか。このような工夫をしないと、9,700人を更に上回る定員合理化は困難ではないのか。
- ・地方支分部局で2万人削減するとの説明があったが、増員する必要がある分野もあることから、1.5%の純減を達成するために2万人の削減が必要となることや、2万人も削減した結果として純減数が5千人程度になるということを国民にはなかなか想像がつかないのではないか。中には1.5%しか減らないのかと思う人がいるかもしれない。1.5%の純減が大変ということであれば、もっと分かりやすい説明をする必要がある。
- ・有識者会議は国民に向けてメッセージを出さないといけない。役人の世界だけで通用する言葉を使って説明しようとしているので国民に分かりづらい表現になっている。

#### 最終取りまとめ等について（討議）

事務局から、資料2 - 及び に沿って最終取りまとめ案について説明が行われたほか、農林水産省及び厚生労働省から提出された資料3 - 1及び3 - 2に沿って、農林水産省所管分野の純減数の精査結果及び社会保険・労働保険の適用・徴収事務に係る一元化関連の今後の行程等について説明があった。

各委員から述べられた主な指摘及び意見は次のとおり。

- ・社会保険・労働保険の適用・徴収事務の一元化のところで、「賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め引き続き検討」とあるのは、賃金総額に着目するということは、つまり、標準報酬方式ではなく比例税として徴収するというではないのか。そういう考え方があることは承知しているが、もしそうであれば、この会議で議論できる話ではない。あくまで当会議としては適用・徴収事務を一元化して総人件費を減らすことが大事だという結論でよい。
- ・労災保険は事業主負担なので賃金総額であり、雇用保険と一元化する時に賃金総額に着目したので、社会保険との徴収事務の一元化を検討する過程で賃金総額に着目することも一つの方法であるというだけのことではないのか。
- ・地方公務員の純減について重要方針から引用して5年間で4.6%以上の取組を要請とあるが、6.2%という目標も出ているように聞いているので、今後の地方公共団体の取組次第ではもっと多くなる見込みであることを書き込むことはできないか。
- ・「事務事業の見直しの意義」との見出しを使っているが、我々は、政策の意図に定員が対応しているか、民間委託や非公務員型独法化ができないか等の観点で議論したので、「事務事業の見直しの観点」としてはどうか。
- ・「政策の企画立案と実施をできる限り分離」との表現があるが、行政が政策の企画立案を

自律的にできるとの誤解を招くおそれがあるので、企画事務と実施事務といった表現にすべきではないか。

- ・独法化により行政機関の本体が簡素化するということは分かるが、効率的になるかどうかは分からない。また、非公務員型独法化は、民間に準じた経営努力を可能にすると書いているが、独法化して自動的に経営努力が可能になるものではないので、「経営努力を促すことができる仕組みである」との表現にすべきではないか。独法となっても不断の努力を重ねて行くべきだと書いた方がよい。
- ・独法には見直しを促す評価の仕組みがある。
- ・独法には多額の運営費交付金が一括して出ているところもある。国の行政機関であれば、大臣の責任であるが、独法化後は理事長の責任でしかない。資源はマーケットか政治が配分するしかない。現行制度では独法に誰の責任で予算等を配分するのか分からなくなっているため、事後評価で行うには限界がある。事前に予算等の審査で厳しくみるのが重要である。
- ・中間取りまとめにおいては、関係各省の改革に取り組む姿勢が不十分であると評価せざるを得なかったわけだが、最終取りまとめであるので、各事項別に有識者会議の評価を一覧表にしてはどうか。
- ・各省の回答を評価するといっても我々が個別事項ごとに良い悪いといった評価はできない。
- ・有識者会議の指摘が我々の評価となる。それを一覧表にすること自体は分かりやすい資料にするという点でよいのではないか。
- ・この最終とりまとめにおける有識者会議の見解については「十分に活用する」ととどまるのではなく「最大限に活用する」こととしてもらいたい。
- ・ハローワーク関係で条約の解釈の部分については、条約解釈についてはILO本部にそのための委員会もあるので、誤解を与えない表現にする必要があるのではないか。
- ・独法制度はバラ色の制度ではないと思うが、業務を減らしていく場合に、別の法人にすることで上手くいくのかという問題もある。今回は公務員の定員純減の一手段として非公務員型独法化という選択肢があるので、現在の案文でやむを得ないと考える。また、先程議論のあった「企画立案」については、中央省庁等改革基本法の時から、企画と立案のセットで考えることとしているものであり、立法府を無視して行政府が勝手に企画立案することにはならないと考える。
- ・中間取りまとめでは各省の取組が「極めて不十分」ということが新聞の見出しになった。その後、色々議論して、各省の取組の中にも一定の評価ができるもあったが、最終取りまとめにおいても、未だ不十分というところもあるということを経験しておきたい。
- ・本日の議論で厳格な定員管理の部分と我々が行っている業務の大胆かつ構造的な見直しの部分はリンクしていることが改めてよく分かった。そこで、「厳格な定員管理はもちろんのこと」として両者の関連を明らかにしてはどうか。
- ・最終取りまとめにおいては、例えば、「推進する必要がある」ではなくて「推進すべきである」とするなど強い論調にした方がよい。
- ・自動車登録関係では「重要方針に定められているとおり」とあるが、重要方針には食糧管理特別会計等の独法化も定められている。この点について最終取りまとめ案では何も触れ

ていないが、それでよいのか。

- ・最終取りまとめ案は、業務の大胆な整理、民間委託、非公務員型独法化の順で整理されているが、今回の見直しの結果、最終的に残った行政機関についても不断の見直しが必要であり、継続的に努力すべきである。その旨を明らかにするため、「その他の取組」との見出しを「不断の見直し」とすべきではないか。

以上のような意見交換を経て、最終取りまとめについて、次のように取り進めることとした。

- ・本日出された意見、指摘等を踏まえ、事務局において最終取りまとめ案を整理し、次回会議に諮ることとする。
- ・次回会議で最終取りまとめを決定の上、総理に御報告する。

閉会

次回会議は5月30日に開催し、最終取りまとめを討議・決定することとなった。

<文責：内閣官房行政改革推進事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>

今回会議の資料は、行革事務局ホームページに掲載しています。

<http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/dai16/siryou.html>